

令和 2 年 4 月 21 日

各 位

指定管理者

社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団

新型コロナウイルス感染症に係る宮崎市児童館・児童センター等の休館について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、宮崎市は、市内に設置している児童館・児童センターを休館としているところです。

当該施設のうち、当事業団が指定管理者として運営しております14館を、宮崎市の方針に基づき、令和2年5月24日(日)まで、臨時休館とさせていただきますので、皆様のご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

また、当事業団が委託運営しております、宮崎市巡回児童館並びに宮崎市ハロー・キッズルームも同様に臨時休館となりますので、併せてよろしくお願い申し上げます。

尚、児童館・児童センターでは、未就学児を対象とした、子育て交流ひろばのみ（自由あそびのみ）5月11日(月)から一部再開しております。交流ひろばの開設日は各施設で異なりますので、詳細は施設にお問い合わせ下さい。

※昼食利用については、感染拡大防止の観点から、当面の間は利用できません。

以 上